

「山口県感染症予防計画」（素案）の概要

◇ 計画の趣旨等

新型コロナへの対応を踏まえ、次の新たな感染症の発生・まん延による健康危機に迅速かつ確実に対応するため、関係機関との連携による保健・医療提供体制の整備を始めとした、感染症対策の一層の充実を図る。

【位置づけ】感染症法第10条に基づく「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」
【計画期間】令和6年度～令和11年度（6年間）

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向と役割

事前対応型行政の構築、県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策、健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 等

新 県感染症対策連携協議会の設置、平時からのPDCAサイクルによる取組の推進

第二 感染症の発生予防のための施策に関する事項

感染症発生動向調査体制の整備、結核に係る定期的健康診断、予防接種の推進、施設内感染対策、災害発生時の防疫措置 等

新 感染症情報の迅速かつ効率的な収集・連携等に向けたDXの推進

拡 関係機関連携体制による感染対策の推進（集団施設等）

第三 感染症のまん延防止のための施策に関する事項

防疫措置の実施、積極的疫学調査のための体制の構築、食品保健対策及び環境衛生対策との連携、新感染症の発生時の対応 等

新 感染症の情報公表に関する市町との連携・協力

第四 感染症の病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

健康福祉センターや環境保健センター等の関係機関が連携した、感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進 等

新 感染症指定医療機関による新興感染症への対応を通じた知見の収集及び分析

第五 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力に関する事項

感染症の病原体等の検査の推進、総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築 等

拡 新興感染症を想定した地方衛生研究所の体制強化

新 新興感染症のまん延に備えた、民間検査機関や医療機関との協定締結による検査体制の整備

新 数値目標

- ・検査の実施能力及び地方衛生研究所等における検査機器の数

第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

指定医療機関等による良質かつ適切な感染症医療の提供、新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の確保、医薬品等の備蓄及び確保 等

拡 感染症指定医療機関を中心とした医療提供体制の整備

- ・県立総合医療センターの拠点機能の強化

新 各医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）の機能や役割に応じた協定締結等による、新興感染症の発生初期からまん延期までの各フェーズに対応した以下の医療提供体制の確保

○ 入院体制

- ・重症者や特に配慮が必要な患者（小児、妊産婦等）への対応を考慮

○ 発熱外来体制・自宅療養者等への医療提供体制

- ・自宅・宿泊療養者や高齢者施設等の療養者に対する診療、服薬指導等

○ 後方支援体制

- ・新興感染症以外の患者受入、新興感染症から回復後の患者の転院受入

○ 医療人材派遣体制

- ・医療機関や高齢者施設等への医療人材の派遣

○ 各医療機関における個人防護具の備蓄 等

新 数値目標

- ・第一種協定指定医療機関（入院）の確保病床数
- ・第二種協定指定医療機関（発熱外来）の確保医療機関数
- ・第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の確保医療機関数
- ・協定締結医療機関（後方支援）の確保医療機関数
- ・協定締結医療機関（医療人材派遣）の派遣可能な医療人材数
- ・個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数

第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

平時からの消防機関等との連携や専用車両の確保、訓練の実施等による患者の移送体制の確保

第八 宿泊療養施設の確保に関する事項

民間宿泊業者や医療機関等との協定締結による、新興感染症の発生・まん延時に備えた宿泊療養施設の確保及び宿泊療養者への医療提供体制の整備

新 数値目標

- ・宿泊療養施設の確保居室数

第九 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

市町や関係機関等との連携等による、外出自粛対象者への健康観察、医薬品や生活必需品等の支給等の生活支援の実施 等

第十 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項

市町や医療機関等に対する体制整備等に係る総合調整等の実施及び、連携協議会も活用した入院調整体制の構築 等

第十一 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

健康福祉センター等や環境保健センター、医療機関等における、人材の養成及び資質の向上等に向けた、研修・訓練等の実施や、関係機関等が実施する研修等への参加促進 等

新 数値目標

- ・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数

第十二 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

保健所である健康福祉センター等における、平時から感染症の拡大を想定した体制の整備、研修等を通じたIHEAT要員による支援体制の確保 等

新 数値目標

- ・保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT要員の確保数

第十三 緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

緊急時における医療体制や、県内関係機関や他の都道府県、国等との連絡・連携体制の整備 等

第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権の尊重に関する事項

あらゆる機会を通じた正しい知識の普及、的確な情報提供を行うための報道機関との連携、健康福祉センター等における相談等の推進 等